

即時決済取引に関する説明書兼同意書

本説明書兼同意書は、松井証券株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供する即時決済取引サービス（以下「本サービス」といいます。）において、お客様が取引を行う上で特に必要となる事項について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にするものです。本サービスにおける取引に関しては原則としてネットストック取引規程が適用されますが、本説明書兼同意書の記載事項とネットストック取引規程を含むそれ以外の規定との間に齟齬がある場合、本説明書兼同意書に規定する事項が優先して適用されるものとします。

お客様は、本サービスを利用するに当たっては、あらかじめ本説明書兼同意書(別紙を含みます。)および当社が定める「即時決済取引ルール」(以下「取引ルール」といいます。)の全ての事項を十分理解の上、同意することが必要です。

(即時決済取引)

- 第1条 本サービスにおいて行われる取引は、原則として、約定と受渡が同時に行われる方法(以下、「即時決済」といいます。)によるものとします。
- 2 本サービスにおける取引は、原則として、当社が受託した注文の間で成立するものとします。
- 3 当社は、本サービスにおいて、お客様から受託した即時決済により執行すべき注文について、随時、当社で注文の対当判定処理（お客様から受託した各注文について、条件の合致を判定する処理）を行ったうえ、対当すると判定した注文同士を同時に執行取引所に取次ぎます。

(売買価格の決定方法および約定の成立方法)

- 第2条 本サービスにおいては、売注文と買注文の価格条件が合致するとき、当該注文が対当したものと判定します。
- 2 本サービスにおいて、複数の注文が存在する場合に対当を判定する注文の順序は、第一に価格優先(値段の低い売注文が値段の高い売注文に優先し、値段の高い買注文が値段の低い買注文に優先することをいいます。また、成行注文は指値注文に優先するものとします。)とし、第二に時間優先(同一の値段条件の注文(成行注文同士の場合を含みます。)について受付時間の早いものを優先することをいいます。)とします。取引開始前および売買再開前の注文についても同様とします。
- 3 注文が対当する価格は、次の各号に定める通りとします。
- (1) 発注または訂正後初めて対当判定処理の対象となった注文（以下、「新規受付注文」といいます。）と同日における直前までの対当判定処理で未対当となっている注文（以下、「既存注文」といいます。）の価格条件が合致した場合

当該注文の間で合致する価格とします。なお、合致する価格が複数ある場合は、既存注文の価格とします。

- (2) 新規受付注文同士の価格条件が合致した場合（取引開始時および再開時を含みます。）

(イ) 成行注文と成行注文の場合

新規受付注文同士の対当価格決定の基準となる価格（以下、「基準価格」とします。）は、原則として、当社が任意に選定する投資情報配信会社より、銘柄ごとに当社が基準として定めた取引所（以下、「基準取引所」といいます。）の立会取引における約定値段として受信した価格から、1秒間隔で採用した価格（以下、「採用価格」といいます。）を用います。ただし、対当判定処理時点において採用価格より高い（低い）買指値（売指値）の既存注文が存在している場合には、当該注文のうち、最も高い（低い）買指値（売指値）を用います。

(ロ) 成行注文と指値注文の場合

注文同士の合致する価格に基準価格が含まれる場合は、基準価格を用います。含まれない場合には、指値注文の指値を用います。

(ハ) 指値注文と指値注文の場合

注文同士の合致する価格に基準価格が含まれる場合は、基準価格を用います。含まれない場合には、基準価格に近い指値注文の指値を用います。

- 4 当社がお客様の注文同士の対当を判定した場合、当社は該当する注文を執行取引所である大阪証券取引所立会外取引市場（以下、「J-NET市場」といいます。）で行われる単一銘柄取引の当日取引に取次ぎ、J-NET市場において約定処理が行われた時点でその取引は成立します。なお、当社においてお客様同士の注文が対当すると判定した場合、判定以降、お客様は当該注文の取消しを行うことはできません。
- 5 J-NET市場に取次いだ注文が、J-NET市場で受け付けられない場合、当該注文は失効となります。
- 6 当社は、投資情報配信会社から受信した基準取引所の約定値段の一部に不整合が生じていると判断した場合には、当該値段を約定処理に用いないことができるものとします。
- 7 当社が本サービスの運営状態について正常でないと認めた場合、当社は、お客様にあらかじめ通知することなく注文受託、注文の対当判定処理、およびJ-NET市場への取次ぎの一部または全てを停止することができるものとします。この場合、當中に再開の見込みがないと当社が判断したときや、対当判定処理が適切に行われていないと当社が判断したときは、お客様から受託済みの未約定の注文について、その有効期間にかかるわらず失効させができるものとし、その旨を速やかにお客様の会員画面に反映して通知します。

- 8 当社は、本説明書兼同意書において別途定める場合、成立した取引が異常な価格での約定であると当社が判断した場合、およびJ-NET市場において大阪証券取引所による約定取消処理が行われる場合を除き、本サービスにおいて成立した取引の事後的な取消しまたはその内容の修正を行わないものとします。また、前項またはその他本説明書兼同意書の規定に基づく注文受託または注文の対当判定処理の停止の場合において、事後的に、当該停止期間中における注文状況に従った対当判定処理も行わないものとし、注文の対当判定処理の再開時は、当該時点の採用価格を用いて対当判定処理およびJ-NET市場への取次ぎを再開します。ただし、既に対当判定処理が行われている注文で、当社が失効処理を行わない注文については、再開時には当該対当判定時点の価格でJ-NET市場への取次ぎを行います。

(現金および株式等の前受け)

第3条 お客様が即時決済取引において使用できる現金および株式等は、原則として次のとおりとします。発注に先立ちお客様が当社口座内に預託すべき委託手数料および消費税についても同様とします。

- (1) 発注時点において、現に当社口座内に処分可能な状態で預託されており、将来処分されることが予定されていない現金および株式等
 - (2) 次の取引所立会市場における取引に係る現金および株式等であって、受渡日の翌営業日を迎えたもの
 - (イ) 現物売却代金
 - (ロ) 現物買付株式等
 - (ハ) 信用返済益金
- (二) 現引株式等
- (ホ) 現渡代金

- 2 個別の事例における前項の規定の具体的な適用は、取引ルールにおいて定めます。

(その他の基本的事項)

第4条 本サービスにおける注文、対当判定処理、約定および決済に至るまでの基本的事項については別紙1のとおり定めます。

- 2 本サービスにおける売買の停止または制限等については別紙2のとおり定めます。
- 3 本サービスにおいて取引が成立した場合、当社は、速やかにお客様の会員画面に反映して通知します。
- 4 別紙3に定める留意事項について、お客様はあらかじめ十分に理解するものとします。

(決済不履行時の取扱い)

第5条 取引所立会取引において当社に引き渡されるべき株式等に決済不履行が発生した

場合、当社は、本サービスにおける当該銘柄の売買を制限できるものとします。

- 2 本サービスでは、お客様が当社に預託した株式等および現金の範囲内で取引を行うため原則として決済不履行が発生することはありません。しかしながら、何らかの事情により本サービスにおいて決済不履行が生じた場合、当社は、当該銘柄の決済の確実性を確保するため、不履行状態が解消するまで当該銘柄の即時決済による取引を制限し、または、会員画面に表示された売却代金または買付株式等を拘束することができるものとします。
- 3 本サービスにおける決済不履行について、当該不履行により当社がお客様の取引の決済において立替えを行った場合、当社は、お客様に対して期限を定めて当該立替えに係る債務の履行を請求することができるものとします。この場合に、当該期限までに債務が履行されないときは、当社はお客様の口座にある資産を任意に処分して債務の履行に充てること、なお不足がある場合にお客様に請求すること、当社の定める利率による遅延損害金を請求することができるものとします。
- 4 天災地変その他やむを得ない理由により決済が不可能または著しく困難であると認められる場合には、当社は決済の条件を改めて定めることができるものとします。

(特別の取扱い)

第6条 当社の責に帰すべき事由により、お客様の取引余力の範囲内で、当社が受信した価格と異なる価格を採用した場合等、異常な約定が成立した場合、当社は、当該異常な約定を相殺するためにお客様の計算において反対売買を追加し、それにより生じた損失を補てんすることにより処理を行えるものとします。

- 2 当社の責に帰すべき事由により、お客様の取引余力の範囲を超えて異常な約定が成立了場合、当社は、第2条第8項の規定にかかわらず、前項の処理方法のほかに当該異常な約定について取消に相当する処理を行うことができるものとします。
- 3 本説明書兼同意書および取引ルールに定める内容から外れた約定であることが明らかであると当社が認める場合、第2条第8項の規定にかかわらず、第1項の処理方法のほかにお客様の約定について取消に相当する処理を行うことができるものとします。
- 4 前条第3項の規定は、前3項の処理の過程でお客様が当社に債務を負うこととなった場合に準用します。

(免責事項)

第7条 当社は、ネットストック取引規程に定める免責事項以外にも、次に掲げる事項により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大過失がある場合はこの限りではありません。

- (1) 基準取引所の約定値段の配信または売買停止もしくは解除に係る情報の配信が、基

準取引所、投資情報配信会社または当社に至るまでの回線サービス等の異常により遅延し、またはその内容が誤っていること

- (2) 注文の対当判定処理に使用する価格に関し、当社が価格を受信してから対当判定処理に用いるまでの演算処理に係る合理的な時間の範囲内において生じる時間差により、対当判定処理に使用されないこと
- (3) 通信回線・システム機器の瑕疵、障害または停電などにより、本サービスにおける注文対当判定処理およびJ-NET市場への取次ぎが停止し、または遅延すること
- (4) J-NET市場において約定処理が停止し、または遅延すること

2 当社は、いかなる場合においても、逸失利益に対する補償は行わないものとします。

(改定)

第8条 本説明書兼同意書は法令等の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定することがあります。

2 改定の手続きは、ネットストック取引規程に準じます。

以上

別紙1 即時決済取引における基本的事項

項目	内容
(1) 取引時間	<p>08：30～15：00</p> <p>※基準取引所の後場立会取引終了時刻以後に基準取引所の約定値段を受信した場合には約定処理を行う場合があります。</p> <p>※取引時間内であっても、J-NET市場での取引が行われない場合、即時決済取引サービスにおいて取引は行われません。</p> <p>※株式分割、株式併合等の効力発生日の08：30～09：00は、当該上場株式等の取引を停止します。</p> <p>※吸収合併、株式交換等の効力発生日の08：30～09：00は、当該上場株式等の取引を停止することがあります。</p>
(2) 取引日	<p>基準取引所および大阪証券取引所に準じます。</p> <p>ただし、以下の場合は取引を行いません。なお、以下の1)から3)に定める取引停止事由の発生を当社が事前に知ることができない場合、発生後に取引を停止することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該上場株式等の権利落ち日から権利確定日までの間 2) 当該上場株式等の株式移転、新設合併等の効力発生日 3) 基準取引所への新規上場銘柄について、基準取引所での初値決定日から4営業日目までの間(但し、新規上場において当社に預り残高がある場合を除きます。) 4) その他当社が必要と認める期間
(3) 注文受付時間	<p>指値注文：06:00～15:00、17:00～翌03:15</p> <p>成行注文：09:00～15:00</p> <p>ただし、成行注文は、基準取引所およびJ-NET市場の売買停止中は受け付けません。</p>
(4) 取扱銘柄	大阪証券取引所および基準取引所に重複上場している銘柄のうち、当社が選定する銘柄
(5) 取引単位	大阪証券取引所に準じます。
(6) 注文の有効期間	指値注文：「当日」および「週末まで」

	成行注文：「当日」のみ
(7) 受渡日時	約定と同時(同日・同时刻)
(8) 注文方法	<p>指値および成行</p> <p>※成行注文は、残数量取消条件付 (Fill And Kill) です。即座に対当しない数量がある場合、当該残数量は失効します。</p>
(9) 執行条件	<p>執行市場変更条件 (注文を受託した後、一定時間が経過しても対当する注文が確認できない場合に、当該注文を失効させた上で、同銘柄の主市場の立会市場へ、同内容の注文 (※1) を発注する処理を行います。) (※2) (※3)</p> <p>※1 銘柄・株数・値段・有効期間において同内容の注文</p> <p>※2 執行条件を指定した注文の有効期間は「当日」のみ</p> <p>※3 指値注文は 180 秒経過後に失効となり、同銘柄の主市場の立会市場に同内容の注文が発注されます。成行注文は、対当しない部分について直ちに失効となり、同銘柄の主市場の立会市場に同内容の注文が発注されます (対当しない場合に直ちに失効となる点は、執行市場変更条件の有無にかかわりません)。</p>
(10) 呼値の単位	基準取引所に準じます。
(11) 値幅制限	基準取引所および J - N E T 市場に準じます。
(12) 約定可能値幅	<p>対当判定処理の直前に受信した基準取引所立会市場の約定値段等 (※1) を基準に下記の範囲を約定可能値幅とします。</p> <p>08 : 30 ~ 09 : 00 (※2) : 上下 7% 以内</p> <p>09 : 00 (※2) ~ 15 : 00 : 上下 3% 以内</p> <p>※1 特別気配、連続約定気配を含みます。</p> <p>※2 基準取引所の立会取引開始後最初の約定値段等の受信時から、上下 3% 以内に切り替えます。</p> <p>約定可能値幅を上回る買 (下回る売) 指値注文は約定可能値幅内の最も高い (低い) 指値注文として取り扱います。受信する基準取引所の約定値段等が変動した場合には、当該価格</p>

	を基準とした約定可能値幅の範囲内で最も高い（低い）指値注文として取り扱います。
(13) 代金の決済	受渡日時に当社口座内で精算します。
(14) 株式等の受渡	受渡日時に当社口座内で行います。
(15) 注文の受付	インターネット経由（携帯サイトを除く）でのみ受けます。システム障害時においてもインターネット以外の方法による注文の受付は行いません。
(16) 板寄せ、ストップ配分	行いません。
(17) 取引時の留意事項	お客様は、注文入力時に即時決済による取引である旨を明示するものとします。

別紙2 即時決済取引における売買の停止または制限

(1) 売買の停止または制限	<p>次に該当する場合、当社は予告の有無にかかわらず、即時決済取引サービス（以下「本サービス」といいます。）において取扱う上場株式等の売買を停止または制限できるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該上場株式等について、基準取引所が売買の停止その他の規制措置をとった場合 2) 当該上場株式等について、大阪証券取引所がJ-NET市場での売買の停止その他の規制措置をとった場合 3) 当社システムの全部または一部が停止した場合など、円滑な本サービスの運営に支障を来たすと当社が判断した場合 4) その他やむを得ない事情により当社が必要と認める場合
----------------	--

(2) 売買停止後の対応

- 1) 売買停止中に当社が注文を受託しない場合
売買を再開する場合、その旨を事前にお客様に通知し、売買再開までに一定の時間を設け、既に受託している注文の変更・取消および新規注文の受付けを行います。
- 2) 売買停止中に当社が注文を受託している場合
 - (イ) (1)の 1)または 2)に該当し、売買を停止または制限した場合、売買再開までに一定の時間を設けることなく売買再開します。
 - (ロ) その他の場合、(イ)に定める方法のほか、1)の方法により売買再開を行うこともできるものとします。

別紙3 留意事項

- (1) 即時決済取引の参加者は、当社顧客に限られます。
- (2) お客様のインターネット環境によって、お客様が注文の確認の入力をしてから当社が受託するまでに要する時間が異なるため、お客様が発注前に確認された注文状況または直近の約定価格と異なる注文状況または価格においてお客様の注文の対応判定処理を行うことがあります。
- (3) 即時決済取引に係る課税は他の取引所取引と同様です。特定口座の譲渡損益について、当社は、他の取引所取引と即時決済取引を合わせて約定日基準で計算します。

(平成 24 年 4 月)

私は、上記説明(別紙を含みます。)の内容を十分に理解し、同意した上で、即時決済取引口座の開設を申込みます。